テイクアウト等応援事業　募集要項

１．事業目的

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、地域経済が危機的状況にあることから、特に影響が大きい宍粟市内の飲食店等の事業者を市民全体で応援する機運を高め、現状を打破するため、緊急的な支援を行うことを目的とする。

２．対象事業者

　宍粟市内に飲食・仕出し店等（以下「飲食店等」）を有し、飲食業等を営む小規模事業者及び中小企業者等を対象とし、次のいずれにも該当する方とする。

（１）令和２年２月１日から令和２年６月３０日までの期間内にテイクアウトまたはデリバリーなどを実施している飲食店等。

（２）登録申請時及び事業実施期間において飲食店等を休業していないこと。

（３）食品衛生法第５２条に基づく飲食店営業許可を受けていること。

（４）暴力団等とのかかわりがないこと。

３．事業内容

（１）宍粟市商工会に申請し、事前登録した飲食店等（以下、「登録店舗」）でテイクアウト・デリバリー商品を購入された方に、次回購入時に使用できる「テイクアウト応援券」（額面１枚２００円、以下「クーポン券」）を配布する。（各店舗先着２５０名）

（２）登録店舗に対し、宍粟市商工会よりクーポン券（１登録店舗あたり２５０枚）を配布し、クーポン券協力金として先に５０，０００円を支払う。

※テイクアウト及びデリバリーの定義

　　テイクアウトとは…飲食等を提供する事業者が、消費者の注文に応じ、調理した食品を店舗以外で飲食させるために店頭販売すること。

　　デリバリーとは　…飲食等を提供する事業者が、消費者の注文に応じ、調理した食品を消費者の指定する場所に届けて販売すること。

４．発行枚数　　３０，０００枚（１枚２００円、１登録店舗あたり２５０枚の取扱い）

５．実施期間　　令和２年６月１日～６月３０日まで（クーポン券使用期限７月３１日まで）

６．募集期限　　令和２年５月２８日（木）まで（登録店舗１２０店まで　先着順）

　　　　　　※５月２５日（月）午前中までに申請された店舗は５月末の折込チラシに掲載予定

　　　　　　　以降の申請については商工会ホームページにおいて店舗一覧を掲載します。

７．登録店舗申請方法　「申込書兼請求書」を募集期限までに宍粟市商工会に提出

８．その他注意事項

（１）事業終了後、未配布のクーポン券がある場合は残りの券とその額面分の協力金を返還いただきます。

（２）万一虚偽の申請や不正行為があった場合には、協力金全額を返還いただきます。

（３）食品衛生法、食品表示法、酒税法、不当表示防止法等の関係法令を遵守し、感染予防策、食中毒等への配慮については各店舗で責任をもって対応してください。

９．登録店舗申請から事業開始後の流れ

　　①「申込書兼請求書」を宍粟市商工会（本所、北部支所、各事務所）に送付。

（窓口、FAX、メールによる申請　様式は商工会ホームページからダウンロード可能）

　　②宍粟市商工会より登録店舗に協力金振込（５０，０００円）とクーポン券（１店舗２５０枚、総額５０，０００円相当）、チラシ、ポスター等配布。

　　③クーポン券すべてに登録店舗名のゴム印等を押印。（発行店のみで使用できます）

　　④６月１日～６月３０日までの間、お客様がテイクアウト、デリバリー商品購入時にクーポン券を配布する。（購入金額５００円ごとに１枚配布）

　　⑤お客様がクーポン券を利用されると、その場で１枚につき２００円分割引を行う。

　　　（会計時に２００円割引。おつりは出せません。複数枚を１度に使用することも可能。クーポン券を利用した買い物時にも５００円ごとに新たなクーポン券を配布してください。クーポン券の利用期限は７月３１日まで。）

　　⑥使用済みクーポン券は登録店舗で回収し、再度使用しないでください。

　　⑦事業期間終了後、未配布のクーポン券がある場合は残りの券とその額面分の協力金を返還いただきます。

**ＳＴＥＰ２**

商工会から協力金振込及びクーポン券等配布

クーポン券に

ゴム印押印

**ＳＴＥＰ１**

商工会へ

登録申請

「申込書兼請求書」に必要事項記載し提出

**ＳＴＥＰ４**

お客様がクーポン券利用

（６月１日～

７月３１日まで）

再来店されたお客様に200円の割引

**ＳＴＥＰ３**

お客様にクーポン券配布

（６月１日～

６月３０日まで）

お買上時にクーポン券を配布

１０．申請先

窓口提出　宍粟市商工会

本　所　　　〒671-2577　宍粟市山崎町山崎205　　 TEL　0790-62-2365

　　　　　　　北部支所　　〒671-4221　宍粟市波賀町上野234-1　 TEL　0790-75-2180

　　　　　　　一宮事務所　〒671-4131　宍粟市一宮町安積1352-4　TEL　0790-72-1008

　　　　　　　千種事務所　〒671-3201　宍粟市千種町千草155-2　 TEL　0790-76-2066

　ＦＡＸ　　　　0790-62-4731（宍粟市商工会本所）

　Ｅ－ＭＡＩＬ　info@shiso.ne.jp

「申込書兼請求書」は商工会ホームページからもダウンロードできます。

令和２年５月　　日

テイクアウト等応援事業登録店舗　申込書兼請求書

宍粟市商工会長　様

申請者　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業所名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　職名・氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

標記事業について応募要項を十分確認の上、下記の通り登録申込及び協力金の請求をいたします

１．店舗の内容

|  |  |
| --- | --- |
| フリガナ店舗名称 |  |
| 営業許可番号 |  | 提供サービス（〇印） |  | テイクアウト |
|  | デリバリー |
| 店舗住所 |  |
| 店舗連絡先（電話番号） |  | 店舗連絡先（ＦＡＸ番号） |  |
| 営業日（定休日） | （　　　　　　　　　） | 営業時間（休憩時間） | ：　　～　　：（　　：　　～　　：　　） |
| 予約方法及び注意点等 |  |
| 担当者 | 名前：携帯電話： |

２．協力金請求額　　　金５０，０００円

３．振込先情報

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 金融機関名称 |  | □銀行・□信用金庫□農協・□信用組合 |  | □本店・□支店□支所・□出張所 |
| 預金種別（いずれかに☑） | □普通　・□当座 | 口座番号 |  |
| 口座名義 | カナ |  |
| 漢字 |  |